

ひとりひとりのしあわせと、
生きる喜びを、いのちの輝きを
ささえたい。

きらめき

VOL. 79

基礎研修④

「利用者が住み慣れた地域での暮らしを継続していくための研修会」 が開催されました。

令和4年10月27日に基礎研修④「利用者が住み慣れた地域での暮らしを継続していくための研修会」がZoomでのオンラインで開催されました。講師として、相談支援包括化推進員である大牟田市役所福祉課の坂口柊聖氏に御講義頂きました。

重層的支援体制整備事業について、また各事業の紹介や具体的な取り組みについて説明頂きました。事業の目標として「①包摂的な地域社会を目指す」、「②地域の将来を見据えた連携と協働」の二点を推進しているとのことでした。

具体的な取り組みの一つとして、「重層的支援会議」を開催し支援関係機関の抱える課題の把握や事例全体の調整等、主に支援者への支援として実施しているとのことでした。

また、就労支援や居住支援等についても各関係機関と連携してつなぎの支援を行っているとのことでした。

介護支援専門員へのお願いとして、①個人で抱え込まない ②適切な機関へ繋ぎ相談する ③領域外のことに興味をもつ ④足りない社会資源を教えてほしい、とのことでした。また、ネットワークの構築を目的としてLINEのグループも作られ勉強会等を開催されているそうです。

研修の後半では事例検討を行い、今回は事例の当事者の方も参加されました。

担当者としての対応や、本人の気持ちがどのように変わっていったのか、また本人が望んでいた暮らしについて、グループワークで様々な意見交換を行いました。また当事者本人にその時の気持ちをお話して頂き、支援上、また生活上でどのような課題が発生していたのかを理解することができました。

今回の事例を通して、自立支援の「自立」についてや、制度の狭間について深く考えることができました。支援者の視点では気が付かなかった課題も知ることができ、深く学ぶことができました。今回の研修に携わった皆様ありがとうございました。



基礎研修③**「災害の備えと避難支援」が開催されました！**

令和4年9月22日、大牟田市防災危機管理室主査の高野仁士氏を講師に迎え、「災害の備えと避難支援」についてZoomにて基礎研修③が開催されました。

大牟田市内には歴木中学校・南筑後県土木事務所・天の原小学校・田隈と4か所に降雨観測所があるそうです。それでは簡単ではありますが、高野氏が話された内容をご紹介します。

「R2年7月の豪雨災害やR3年8月の大雨が1週間以上続いた時には大きな被害がありました。介護支援専門員として災害時の支援・情報の収集、必要な情報の見極めが必要です。気象情報は気象庁が発表します。避難情報については大牟田市が知らせます。」

「R2年7月6日は15時から18時頃まで1時間100mm近い雨が2時間以上続き水位が増しました。小中学生に関しても学校から帰れない状況が発生し自衛隊での救助活動もありました。R3年8月の大雨も線状降水帯が発生し長期間雨が降り続けました。」

「在宅者の場合は誰がどうやってどこに支援するか個別避難計画の作成が必要です。施設入所者の場合でも安全確保のために事項避難確保計画作成が必要です。介護支援専門員として、災害時に必要な支援を考えることは重要となります。平常時・発災前・災害後の支援の対応を必要とします。」

『災害時の警戒レベル』情報収集としては、

警戒レベル1：災害への心構えを高める。最新の防災気象情報等に留意する。

警戒レベル2：ハザードマップ等により災害が想定されている区域、避難先避難経路を確認

警戒レベル3：高齢者等避難発令目安

警戒レベル4：避難指示発令目安（危険な場所からの避難が必要）

警戒レベル5：緊急安全確保直ちに身の安全確保

との事でした。

グループワークでは、災害に備えて、注意点・避難支援者・避難先・避難方法・必要な物、いつどのような支援を行うか等意見を出し合いました。其々のグループで意見が飛び交っていました。大牟田市は災害地区になっています。普段からの情報収集、災害時の対応を考え事前の備えが重要です。災害の備えと避難支援について再認識した有意義な研修でした。

基礎研修②**「障害の理解」が開催されました！**

令和4年8月24日（水）、基礎研修②がZoomにて開催されました。大牟田市福祉課障害福祉担当の鏑谷美貴氏に「障害の理解」と題して講義を行って頂きました。

障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっているため、65歳になると障害福祉制度と介護保険制度の違いに戸惑われる利用者の方が多くおられます。利用者の方に説明を行うために、介護支援専門員も制度について正しく理解しておく必要があります。今回の講義では、「障害者福祉のしおり」を活用しながら、鏑谷氏は分かりやすく解説されました。

障害福祉サービスの利用までのおおまかな流れは、相談・利用申請→聞き取り調査→障害支援区分の認定（審査会は月に1回なので、認定まで1ヶ月～1ヶ月半かかる）→利用計画の作成（相談専門員が作成）→支給決定→サービス担当者会議→利用開始、となっており、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリングの期間は市が決定。短い期間で3ヶ月に1回）も含め、介護保険の利用の流れと類似点が多いと感じました。

この他にも色々ご講義して頂きましたが、紙面の都合もありますので、続きは事務局で作成して貸し出しを行っている「基礎研修②」のDVDにてご覧下さい。





ケアマネ 豆知識講座 (^^♪)



会員の皆様、日々の業務お疲れ様です。このページでは会員の皆さんが「知っているようで知らない」「聞いたことあるけど詳しくは知らない」…というようなことをご紹介します。と思います。

今回は「介護休暇」についてです。誰しも家族に介護が必要となり、働き方を見直さなければならなくなる可能性があります。利用者のご家族のみならず、会員の皆さん自身にとっても身近な問題ではないでしょうか。是非、ご参考にして頂ければ幸いです。

介護休暇って？

労働者が要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護必要とする状態）にある対象者家族の介護や世話をするための休暇です。

介護休暇には【介護休暇】【介護休業】と2種類あります。

【介護休暇】とは…一日や半日など短期間の休暇を取得できる制度です。

*対象家族が一人であれば最大年**5日間**まで取得することができます。

*休暇中の賃金は基本的には**無給**ですが、会社によっては有給になる場合があるので確認を。

*対象者の範囲 配偶者（事実婚の場合を含む）父母（養父母を含む）子（養子を含む）

同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

★日数は限られているので本当に必要な時に活用することが大切です。

【介護休業】とは…介護するために長期間に渡って休暇を取得できる制度です。

育児・介護休業法に定められた制度です。

*介護休暇と違い、休みの取得が数週間や数か月に渡る利用を想定しています。

*対象家族1人につき**通算93日**まで、また3回まで分割して取得することができます。

*通算93日までと決まっているので効率的に利用する必要があります。

***介護休業の場合は、条件を満たせば雇用保険の「介護休業給付」を使うことで、賃金の67%相当額の給付金を受けられます。**

*対象者の範囲は介護休暇と同じですが「介護休業給付」を申請する場合は対象者が異なりますので注意が必要です。

★事前申請が必要になりますので注意！

介護休業給付とは

賃金の67%相当額の給付金を受けられる雇用保険の制度です。

*事業主が管轄する公共職業安定所に提出をします。

*条件がいろいろとあるため事前に雇用主との相談が必要です。



介護休暇は、通院の付き添いや介護サービスの手続代行の場合や介護支援専門員介護との短時間の打ち合わせなどでも利用できます。介護と就労を両立できるように、介護休業や介護休業給付金などの制度も効果的に活用しましょう。

シリーズ・実践事例

「超高齢の本人」と「高齢の同居家族」の今後の生活の在り方について考える。



【事例概要】

本人は歩行困難で、自宅ではほぼ自室のベッド上で過ごしている。掃除や買物、食事準備やP-トイレ内の廃棄等は同居の次男夫婦が担っている。本人としては「自宅で最期まで」という思いが強いが、次男夫婦としては「いつまで介護ができるだろうか」という不安が大きい。

【基本情報】

A氏 要介護2、女性、101歳。

次男夫婦（70代後半）と同居。

既往歴：高血圧症、両変形性膝関節症、

脳室内出血

ADL：移動 自宅内は四つ這いで移動。

排泄 P-トイレ使用し排泄。

廃棄は1日2回同居次男が実施。

食事 次男嫁が準備し居室まで運ぶ。

食事摂取は自立。

入浴 デイケアのみ。

更衣 デイケアでの入浴時のみ交換する。

IADL：買い物や調理、洗濯、掃除等、家事全般

次男夫婦にて支援。

【支援経過】

平成29年2月

A氏の知人より介護予防・相談センターへ相談があり、A氏宅へ連絡。同居の次男が対応し、「母がデイケアに行きたいと言っているからちょうどよかった。一度家に来て介護保険の説明をしてほしい。」と相談を受け、支援開始となる。

平成29年6月

介護保険の新規申請を行い、“要支援1”の認定結果がでた。B デイケアを週1回からの利用開始となるが、11月末にはA氏の希望にて利用終了。理由としては、話をする相手ができずに寂しい思いをし、環境に慣れることができなかったとのこと。その後、C デイケアの利用を次男が希望。体験利用を経て、本人が気に入ったとのことでの利用開始となる。

平成30年12月～平成31年1月

インフルエンザにて肺炎を併発し入院。退院後、ベッド上の起居動作や歩行不安定から歩行器・段差解消スロープ・タッチあつぷを導入。また、自宅内でトイレに行く際に転倒を繰り返し、心配した次男より相談を受ける。

A氏に確認すると、「夜トイレに行くのがきつい。置いてもらえると助かる。」とのことでP-トイレを購入。

平成31年3月

更新申請の結果、“要支援2”の認定結果がでた。

令和元年6月～9月

自宅内で転倒し、脳出血との診断にて入院。右足に力が入らず歩行困難。入院中に区分変更申請を行い、“要介護3”となったため、ケアプランへ担当移行する。デイケアを週3回で調整。また、次男から月1回ショートステイを利用できないかと相談を受け、Dショートステイで調整する。

令和2年7月

更新申請の結果、“要介護2”の認定結果がでた。

令和3年6月

以前からショートステイの利用についてはA氏の拒否があったが、それでもA氏に納得してもらいながら利用していた。しかし、最近は拒否が強くなってきている。被害妄想（嫁に金銭盗られた）もたまに出現していると次男より相談を受ける。専門医受診について提案するが、「100歳で高齢だから受診しても仕方ない。主治医の先生に相談して検査しても

らったら、脳の萎縮はあるってことでしかけどそれ以上のことは言われなかったし、先生のところには定期的に行くのでこのまま様子見ていきます。被害妄想もそこまで酷くはないので、これまで通りショートステイで月1回自分たちの休める期間があれば何とかします。」と次男談。次男嫁としても、「あまり義母の発言には気にしないようにしているので、このまま義母が泊まりに行ってもらえるなら何とか大丈夫でしょう。」とのこと。

令和3年8月

A氏の考えとして、元々が“何でも自分中心”“子どもは親の介護を最後までするのが当たり前”。何をしてもありがたいの言葉なく、最近ではそれがより母の発言として顕著になってきていると次男談。次男としては、母がショートステイを月1回拒否なく利用してもらえらなら、自宅で母の介護を継続できるとは考えてるが、利用の話をする度に「あんなに苦労して育てたのに。」「この親不孝者が。」「子が面倒見るのは当たり前やろうに。」等、反発の言葉が毎月のようにある。さすがに精神的にきついと次男談。

現在利用しているDショートステイについて、A氏へ利用意向を確認すると、食事内容や入浴介助時の対応等、細かい部分で不満がある。Dショートステイにはもう行きたくないとA氏より聞き取る。他事業所の利用について提案すると、「違うところなら行ってみても

いいかな。」とA氏より聞き取り、E ショートステイにて調整する。

令和3年9月

次回のショートステイについて、次男とともにA氏に確認すると、先日利用したE ショートステイにはもう行きたくないと発言。理由については、レクリエーション等の活動内容が幼稚な感じで行きたくないとのことだった。それでもショートステイは利用してもらわないと、と次男がA氏へ説得を試み、以前利用していたD ショートステイなら良いとのことだったため、D ショートステイで再度調整することとなる。

令和4年10月現在

現在も、毎月A氏のショートステイに対する拒否があるものの、次男が説得しショートステイに繋がっている。次男夫婦としては、本人が月1回（3泊4日）のショートステイを拒否なく利用すれば、自宅での生活を継続させたいという気持ちには変わらない。しかし、A氏の拒否が今後更に強くなることや、被害妄想等の症状が悪化するようであれば、自宅での生活にも限界があると考えている。現状、ショートステイ利用中は職員等に対して帰宅願望等の訴えあるものの、職員にて声掛けしながら比較的穏やかに過ごしている。

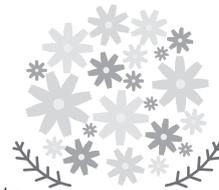
【考察】

今回の事例をまとめる中でA氏がなぜショートステイについて拒否が強いのか考えると、次男夫婦の負担軽減という点に注目し、本人自身が必要性を感じているのかという点について考えられていなかった。考えられなかった理由としては、介護支援専門員として次男の感情表出の高さには気づいていたが、「自分たち（次男夫婦）が大変だ」という訴えに強く引っ張られ、次男夫婦の視点のみでしかA氏をみていなかった。A氏がどのような生活を望んでどのように過ごしたいのかを理解した上で、ショートステイでの過ごし方が提案できればA氏の拒否反応も小さくなるかもしれない。A氏の拒否がなくなることで、結果的に次男夫婦の精神的な負担も軽減する。

「自宅で最期まで生活したい。」というA氏の想いと「月のうち数日間の休養ができれば、母との自宅での生活を続けられる。」という次男夫婦の想いを達成できるよう、次男夫婦に対する精神面への配慮も含め、今後の支援に繋げていきたい。



リレー随想 No.60



今年の夏は全国的に最高の猛暑でした。そんな中でもマスク着用での対応で大変な思いをされた方も多かったのではなかったでしょうか？

今回のリレー随想のバトンを白川病院ケアプランセンターの川上さんより頂きました。介護予防・相談センター天光園の椛島です。小学校の運動会以来のバトン渡してバトンを落とさないようにしないと…

川上さんとの出会いは仕事関係ではなく私が運動の為に始めたジム～ダンスサークルで出会った大先輩です。後で知ったのですが看護、介護という同じ畑で仕事をされていることを知りより親近感がわき、仲良くして頂きました。私はリズム感と覚えの悪さで落ちこぼれだったのですが、毎回、優しく、楽しくフォローして頂き、大笑いでとても楽しい時間でした。

もう一つの出会いはケアピクスです。ケアピクスは椅子に座ったままできる有酸素運動です。数年前にケアピクスのインストラクターの資格を取り、地域のサロン・認知症カフェなどでもケアピクスは大変好評を得ています(自画自賛(^_-)-☆)

実は私のフレイル予防になっています。

ここまで話すと運動好きな私のイメージだと思いますが全く運動は大嫌いです。

私の元職は保育士です。その頃から高齢者福祉に興味があり「いつか老人ホームで仕事をしたいな～」とぼんやり思っていました。介護保険制度がスタートする頃に一念発起し、介護・福祉業界に飛び込みました。通所リハビリ～介護付き有料老人ホームのケアマネを経て現在に至っています。今となっては福祉の世界では長い年月が経ったな～と改めて思います。

ケアマネ業務は相談対応、訪問、記録、プラン、モニタリングの繰り返しと山積みの仕事で逃げ出したい衝動に駆られる時もあります。気分転換をしたいと出かけようにもコロナ禍で外出もままならない日常が続きました。しかし、今まで頑張れたのは利用者やご家族より頂く「ありがとう」という言葉が栄養剤となり、励みとなったからだと思います。

利用者、たくさんの仲間との出会いは私のでっかい宝物です。「感謝、感謝ありがとうございます。」これからもたくさんの出会いを大切にします。

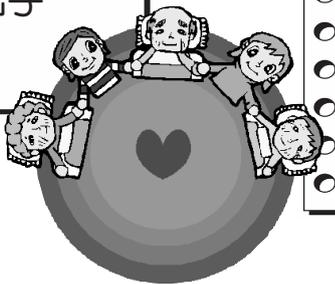
秋も深まり私の大好きな季節です。食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋、おしゃれの秋、たくさんの秋を皆さんも楽しんでください。

さて、次のバトンは、居宅よしの の古賀良樹さんをお願いしました。古賀さんとの出会いは、私の担当者が要介護となり、引き継ぎをお願いした時でした。第一印象はとても真面目そうで手を合わせたくなるような方でした。今回のリレー随想のバトンも快く受けて下さいました。

「古賀さん、バイクの運転、気を付けて頑張ってください～」

○ 介護予防・相談センター
○ 天光園
○ _____
○ 椛 島 日出子

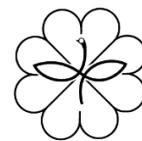
次回は……………
○ 居宅介護支援センター
○ よしの
○ _____
○ 古 賀 良 樹 さん



です。

民生委員・児童委員の一斉改選が行われます！

令和4年12月1日から、民生委員・児童委員の新たな任期が始まります。
地域で活動する民生委員・児童委員とはどのような方々なのか、簡単にご紹介します。



1. 民生委員・児童委員はどのような活動をするのですか？

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された**ボランティア**です。常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援のために関係機関等への「つなぎ役」を行います。19の小学校区それぞれに校区民生委員・児童委員協議会（以下、民児協）を組織し、担当区域をもって活動しています。

○ 見守り訪問・連絡活動

民生委員・児童委員は、担当区域内の一人暮らし高齢者などを訪問し、必要な情報を提供したり、行政や地域包括支援センターなどの関係機関へつないでいます。

○ 子育て支援

民生委員・児童委員の中には、子育て支援を専門的に行う主任児童委員があり、学校や児童相談所と連携しながら、子どもに関する支援活動を行っています。また、市と連携して「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。

2. 民生委員・児童委員はどういう人になるのですか？

地域の団体（校区まちづくり協議会、校区社会福祉協議会、公民館、自治会）等から選出されています。働きながらや子育てをしながら活動をしている委員も数多くいます。

○ 身分・任期について

厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。非常勤の地方公務員として位置づけられています。任期は3年ですが、再任は可能となっています。

○ 組織について

市の民児協に属する多くの仲間とともに協力しながら活動を行います。そのため、地域活動に慣れていない方でも安心して活動できます。

○ 活動費について

民生委員・児童委員の活動は**ボランティア**であり、無報酬です。ただし、電話代や交通費などの活動に必要な費用の一部は支給されます。

○ 人数について

市区町村ごとに定数があり、大牟田市全体での定数は**295人**となっています。地域によっては、欠員のある民児協もございます。興味ございましたら、福祉課までご一報ください。

地域の民生委員・児童委員の皆さんの活動へ、ご理解とご協力をお願いいたします。

【編集後記】

急に朝晩が冷えるようになり、体が全く対応できていない今日この頃です。コロナに加えてロシアの問題や物価の上昇、円安等自分たちが暮らしていく上での不安な出来事がどんどん積み重なっていく感じがして、何とも言えない圧迫感のようなものを感じています。

また、10月からは医療費自己負担割合が所得によっては2割に引き上げられたりと、家計への負担も増えて今後介護サービスへの影響も心配です。

個人的には、そんな中溜まっていくストレスも心身にとって良くないと思い、食生活がゆるくなっていたところ健康診断の結果が無事到着。（揚げ物とスナックの皆様、今までありがとうございました）

秋晴れの高い空を眺めながら、遠く住み慣れた土地で暮らしている人たちの平和をお祈りします。

〈K.S〉

編集・発行 大牟田市介護支援専門員連絡協議会 広報事業部会
事務局 大牟田市福祉課内 (TEL: 0944-85-0470 FAX: 0944-41-2662)
大牟田市介護支援専門員連絡協議会ホームページ <http://omuta-cm.net>